

東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東大和市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東大和市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の110」を「100分の115」に、「100分の52.5」を「100分の55」に、「100分の120」を「100分の125」に改める。

(東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 東大和市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその」を「対して、その」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、同項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、100分の95(職務の級が4級である職員にあつては100分の115とし、職務の級が5級である職員にあつては100分の125とする。)を乗じて得た額(再任用職員にあつては、100分の45(職務の級が4級である職員及び職務の級が5級である職員にあつては、100分の55とする。)を乗じて得た額)の総額を超えてはならない。

3 別表第5に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する前項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは、「合計額に、別表第5に掲げる職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれの区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例第18条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

(平成29年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 平成29年6月に支給する勤勉手当に限り、第1条の規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の90」と、「100分の115」とあるのは「100分の110」と、「100分の125」とあるのは「100分の120」と、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の52.5」とする。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3 平成29年12月に支給する勤勉手当に限り、第1条の規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(勤勉手当の内払)

4 第1条の規定による改正前の東大和市職員の給与に関する条例の規定により支払われた勤勉手当は、第1条の規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。